令和6年度厚生労働行政推進調査事業補助金（厚生労働科学特別研究事業）

分担研究報告書

特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の等級判定を補助するための情報ツール作成のための研究

研究分担者　　篠山　大明　（信州大学医学部精神医学教室）

研究要旨

本研究は、先行研究で作成された認定診断書および等級判定ガイドラインの改定案をもとに、以下の取り組みを行うことを目的とした。すなわち、①「診断書記載要領案」の作成、②「等級判定の目安となる事例集案」の作成、③「認定診断書改訂案」および「等級判定ガイドライン案」の最終調整、④「日常生活に関する照会票案」の作成、⑤障害基礎年金（精神の障害）の等級判定との一致度に関する調査である。これらの取り組みの結果、研究班での検討を経て、「診断書記載要領案」、「等級判定の目安となる事例集案」、「等級判定ガイドライン案」、「日常生活に関する照会票案」が作成された。さらに、19〜20歳の模擬症例11例について、特別児童扶養手当の認定診断書改訂案および障害基礎年金の診断書を用いて等級判定を実施した結果、両者の等級判定は概ね一致し、両制度の間で重症度の捉え方に大きな相違はないことが示唆された。今後は、本研究で作成した各種案を活用し、現行の判定基準に与える具体的な影響を検証するとともに、実用化に向けた検討を進めていくことが求められる。

A．研究目的

本研究は、障害基礎年金（精神の障害）との整合性を確保した判定を可能とする、特別児童扶養手当（精神の障害）に関する等級判定ガイドラインの開発を目的とする。先行研究である令和2〜3年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」[1]および令和4〜5年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究」[2]において作成された「認定診断書改訂案」および「等級判定ガイドライン案」を基に、以下の5点を行うことを主たる目的とする。

① 「診断書記載要領案」の作成
② 「等級判定の目安となる事例集案」の作成
③ 「日常生活に関する照会票案」の作成
④ 「認定診断書改訂案」および「等級判定ガイドライン案」の最終調整
⑤ 障害基礎年金（精神の障害）の等級判定との一致度に関する調査

B．研究方法

研究班において検討を重ねたうえで、以

下の文書を作成した：

①　「診断書記載要領案」

②　「等級判定の目安となる事例集案」

③　「日常生活に関する照会票案」

さらに、「認定診断書改訂案」および「等級判定ガイドライン案」の最終調整を行い、必要な改定を加えた。

また、19〜20 歳の模擬症例 11 例を作成し、各症例について「特別児童扶養手当の認定診断書改訂案」および障害基礎年金の診断書を記載した。記載された各診断書に基づき、特別児童扶養手当については等級判定ガイドライン案に従い、障害基礎年金については障害基礎年金の等級判定ガイドライン[3] に従って、それぞれ等級判定を実施した。得られた等級判定結果をもとに、同一症例における特別児童扶養手当判定と障害基礎年金判定の一致度を検証した。なお、模擬症例の作成、診断書の記載、ならびに等級判定は、いずれも児童精神科領域で診療経験を有する本研究班所属の医師が担当した。また、同一の模擬症例に関しては、症例作成、診断書記載、特別児童扶養手当の等級判定、障害基礎年金の等級判定をそれぞれ別の医師が担当する体制とした。

（倫理的配慮）

本研究では個人情報を取り扱わないため、倫理的配慮は必要としない。

C．研究結果

診断書記載要領案（資料 1）、等級判定の目安となる事例集案（資料 2）、認定診断書改訂案（資料 3）、精神の障害に係る等級判定ガイドライン案（資料 4）、日常生活に関する照会票案（資料 5）を示す。

19〜20 歳の模擬症例 11 例に対する等級判定結果を表 1 に示す。11 症例中、9 症例において特別児童扶養手当と障害基礎年金の等級判定が一致していた。判定が一致しなかった 2 症例は、それぞれ軽度知的障害、神経性やせ症の模擬症例であった。

表 1：19〜20 歳の模擬症例における特別児童扶養手当判定と障害基礎年金判定

症例	診断†	等級判定	
		特児	年金
1	F7	1 級	1 級
2	F7	2 級	2 級
3	F7	非	2 級
4	F8	1 級	1 級
5	F8	2 級	2 級
6	F8	非	非
7	F9	2 級	2 級
8	F9	2 級	2 級
9	F9	非	非
10	F4	2 級	2 級
11	F5	2 級	非

特児：特別児童扶養手当

年金：障害基礎年金

非：非該当

†ICD-10 に基づく診断分類

なお、現行の特別児童扶養手当認定においては「知的障害・精神の障害用」の診断書が用いられているが、認定要領上、「知的障害」は「精神の障害」の区分に含まれるとされている。このため、認定診断書改定案は「精神の障害用」とした。

D．考察

令和 4〜5 年度に行われた厚生労働科学

研究費補助金（障害者政策総合研究事業）による先行研究「特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究」［2］においては、「特別児童扶養手当（精神の障害）に係る等級判定ガイドライン素案」および「認定診断書改定案」の作成と、それらの信頼性・妥当性の検証が行われた。

本研究では、これに引き続き、「診断書記載要領案」「等級判定の目安となる事例集案」「日常生活に関する照会票案」を新たに作成した。また、先行研究で作成された「等級判定ガイドライン素案」および「認定診断書改定案」については、最終調整を行い、改訂を加えた。さらに、障害基礎年金の等級判定との一致度調査を実施し、その結果を踏まえ、障害基礎年金との整合性を確保したガイドライン素案等を完成させた。

先行研究においては、「日常生活総合スコア」と「障害のため要する援助の程度」を用いた基準を設定することで、判定作業の標準化が図られ、判定のぶれを軽減し、一定の判定精度を担保することが可能となった。しかし、スコアに基づく判定表はあくまで目安に過ぎず、正確かつ適切な等級判定を行うためには、診断書記載内容に基づき「考慮すべき要素」を適切に抽出し、その他の関連情報と併せて総合的に評価することが不可欠である。

そのためには、診断書に、障害の状況や日常生活上の支障について、具体的かつ詳細な記載が行われていることが重要となる。本研究において作成した「診断書記載要領案」は、診断書作成時に記載すべき情報の具体性を高め、より的確な記載を促すものとして、判定の質向上に寄与することが期待される。

しかしながら、診断書の記載内容のみでは日常生活における実態を正確に把握することが困難な場合もある。そこで、本研究では「日常生活に関する照会票案」を作成し、日常生活の状況について詳細な確認が必要となった場合に、照会によって補足情報を得られる体制を整えた。加えて、「等級判定の目安となる事例集案」は、判定医が等級を判断する際の参考資料として活用され、判定の標準化に寄与することが期待される。

軽度知的障害および神経性やせ症の模擬症例においては、特別児童扶養手当と障害基礎年金の等級判定が一致しないケースが確認された。この背景には、障害基礎年金における日常生活能力の判定が「単身生活」を前提としているのに対し、特別児童扶養手当の判定では「認定診断書改訂案」（資料 3）の「記入上の注意」1 に明記されているように、保護者の見守り下での家庭生活や、年齢に応じた通常の学校・保育園を利用した生活を前提としている点が影響していると考えられる。

軽度知的障害のある児童については、必要な支援体制が整備されれば、保護者への負担は比較的軽減される。一方で、軽度知的障害のある成人が独立して生活し、就労を継続することは容易ではない。このような背景から、本研究で取り上げた模擬症例において、特別児童扶養手当では非該当と判定されたにもかかわらず、障害基礎年金では 2 級と判定されたことは、妥当な結果であったと考えられる。

それに対し、神経性やせ症については、保護者が日常生活において多大な負担を負っていることが、特別児童扶養手当の 2 級判

定につながったと推察される。具体的には、保護者はカロリー計算を含めた食事の準備、摂取の見守り、医療機関への付き添い、日常的なケアを担う必要があり、これらは就労との両立を困難にする要因ともなる。一方で、神経性やせ症は極度の低栄養状態に至らない限り、社会生活や基本的な生活動作に持続的な支障をきたす疾患ではないため、障害基礎年金の等級判定に必要となる日常生活能力の低下を示すことは難しい。このため、障害基礎年金の対象とはなりにくいと考えられる。

以上のように、保護者の支援負担に着目する特別児童扶養手当と、障害者本人の生活保障を目的とする障害基礎年金では、等級判定が一致しないケースが生じることは当然であり、本研究の結果もこの点を反映している。一方で、上記 2 例を除けば、模擬症例における判定は概ね一致しており、本研究で開発した特別児童扶養手当の等級判定ガイドラインは、障害基礎年金と同等の重症度を想定した基準となっていることが示唆される。

今後、本研究で作成されたガイドラインを実際の判定に活用する際の運用上の課題を明らかにし、活用することによる現行の判定基準への具体的な影響度を把握することが求められる。

E. 結論

本研究では、特別児童扶養手当（精神の障害）の診断書記載要領案、等級判定の目安となる事例集案、日常生活に関する照会票案を新たに作成するとともに、先行研究にて作成された認定診断書改訂案および等級判定ガイドライン案の最終調整を行った。また、障害基礎年金の等級判定との一致度を模擬症例で検証した結果、特別児童扶養手当の等級判定と障害基礎年金の等級判定は概ね一致し、両者が同等の重症度を想定していることが示唆された。今後は、本研究で作成した各種案を活用し、現行制度への適用可能性を検証しつつ、実務上の有効性と妥当性を確認することで、特別児童扶養手当の認定事務の更なる適正化が期待される。

E. 参考文献

[1] 令和 2 年度～令和 3 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：本田秀夫）：特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究　令和 2 年度～3 年度総合研究報告書

[2] 令和 4 年度～令和 5 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：本田秀夫）：特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究　令和 4 年度～5 年度総合研究報告書

[3] 日本年金機構：国民年金・厚生年金保険　精神の障害に係る等級判定ガイドライン”（令和 28 年 9 月）. https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/shougainenkin/ninteikijun/20160715.files/A.pdf（参照 2025-4-17).